平成２６年（フ）第２４号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋1115番地22
債務者　森山　直子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月14日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第２７号
鹿児島県奄美市名瀬和光町５番地13　１階
債務者　勝　　鈴代
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第１０号
沖縄県石垣市新栄町69番地20
債務者　久場あゆみ
1　決定年月日時　平成26年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで　那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第３４１９号
大阪市西区九条南２丁目28番23号
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１号
沖縄県沖縄市桃原３丁目19番３号
債務者　鈴木　和代
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第１３０１号
神奈川県海老名市上今泉４丁目14番23―101号
債務者　奈良　吉信
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５２８号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地６―９―203
債務者　井口喜代美
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３４号
東京都八王子市大谷町792番地サンハイツウラベ203号
債務者　甲斐小夜子（旧姓正木）
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６３２号
東京都八王子市長房町112番地市営住宅長房第１団地２号棟180号
債務者　梶原富美雄
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午前10時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１２１号
釧路市美原４丁目４番1110号
債務者　神村　智之
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月16日午前９時30分　釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２０９号
岡山市北区中仙道１丁目４番31号ストークマンションおおすぎ202
債務者　杉田志保子
1　決定年月日時　平成26年８月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月31日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７９９９号
東京都世田谷区北烏山８丁目４―12―407
債務者　木内　ヱク
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０００号
東京都品川区小山４丁目７―２―205
債務者　田島　　登
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０１６号
東京都江戸川区北葛西４丁目25―16―１Ｆ
債務者　渡邊　貴之
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０１７号
東京都荒川区南千住８丁目３―７―1403
債務者　中島　絹子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８０２４号
東京都渋谷区猿楽町12―30　フェリース小峰Ｃ棟101
債務者　梅木　裕子
1　決定年月日時　平成26年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月21日午前10時　東京地方裁判所民事第20部